平成２３年（フ）第１３１８９号
東京都港区東麻布１丁目17番15号
破産者　大晃株式会社
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午後１時30分
平成26年11月25日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第６６号
山口市湯田温泉１丁目５番４号　エンジェルハウスＢ102号、前住所千葉県流山市三輪野山３丁目19番地の15
破産者　溝部　　学
異議申述期間　平成27年１月23日まで
平成26年11月28日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第７号
本店所在地高知市春野町西分3546番地
清算株式会社　南国温泉観光株式会社
代表清算人　鍋島　英輔
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高知地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第３号
埼玉県草加市神明１丁目１番27号
清算株式会社　東商事建材販売株式会社
１　決定年月日　平成26年11月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所越谷支部

平成２６年（ヒ）第３０１３号
大阪市中央区北浜３丁目６番13号　日土地淀屋橋ビル
清算株式会社　株式会社千里ミートセンター
１　決定年月日　平成26年11月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（ヒ）第５号
高松市古新町10番地１
清算株式会社　株式会社ＫＡＭＥｓキッチン
１　決定年月日　平成26年11月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

再生手続開始

平成２６年（再）第３号
札幌市豊平区福住２条10丁目５番７号
再生債務者　水橋　　初
１　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月17日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年１月19日から平成27年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再）第１号
釧路市大川町２番５号
再生債務者　釧路キャッスルホテル株式会社
１　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年１月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年２月６日から平成27年２月20日まで
釧路地方裁判所民事部

平成２６年（再）第３号
埼玉県入間市大字小谷田342番地９
再生債務者　木村　邦彦
１　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年２月12日から平成27年２月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再）第４号
埼玉県入間市宮寺2763番地７
再生債務者　桑原　達成
１　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年２月12日から平成27年２月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再）第５０号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢字新開333番地１
再生債務者　第一紙工業株式会社
１　決定年月日時　平成26年11月27日午前９時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年１月28日から平成27年２月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２６年（再）第３４号
東京都渋谷区猿楽町２番１号
再生債務者　株式会社オム商会（旧商号株式会社テット・オム）
特別調査期間　平成27年１月15日から平成27年１月16日まで
平成26年11月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第１号
神戸市灘区大和町２丁目４番21号
再生債務者　松本建設株式会社
特別調査期間　平成26年12月22日から平成26年12月24日まで
平成26年11月26日
神戸地方裁判所第３民事部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２６年（再）第３８号
埼玉県春日部市大場991番地
再生債務者　武蔵産業株式会社
決定の要旨　平成26年11月11日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成26年11月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第３９号
埼玉県春日部市大場991番地
再生債務者　株式会社ショッピングひまわり
決定の要旨　平成26年11月11日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成26年11月25日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第３４号
東京都渋谷区猿楽町２番１号
再生債務者　株式会社オム商会（旧商号株式会社テット・オム）
１　決議に付する再生計画案　平成26年11月17日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成27年１月20日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成27年１月13日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成27年１月６日
平成26年11月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第１号
京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104番地の２
再生債務者　一般社団法人京都府森と緑の公社
１　決議に付する計画案　平成26年11月17日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成27年１月13日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成27年１月６日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成27年１月６日
平成26年11月26日
京都地方裁判所第５民事部